

米軍の相次ぐ SACO 合意違反に対する意見書

5月31日、韓国オサン基地所属第5偵察中隊のU-2偵察機が米軍嘉手納基地に飛来した。米太平洋空軍によると、これは、オサン基地の滑走路修復工事に伴うものでU-2航空機4機とおよそ180人の空軍兵が嘉手納基地に一時的に滞在するとしているが、今回、使用された旧駐機場は、嘉手納町の住宅地に近く騒音や悪臭被害が問題となっていたため、苦渋の決断として沖縄市側への基地内移転が1996年のSACO最終報告で合意された経緯があり、嘉手納基地周辺市町村は一斉に反発している。

さらに、4月24日、5月10日に強行された嘉手納基地でのパラシュート降下訓練、また、実施には至らなかったものの津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練についてのノートム（航空情報）等についても、同最終報告での読谷補助飛行場から伊江島補助飛行場への訓練移転合意を何ら考慮することなく米軍の一方的な都合を通そうとするものであり、地元住民の感情を全く無視した米軍の態度に大きな批判の声が挙がっている。

嘉手納基地においては、これまでも基地の負担軽減を望む周辺住民の思いに反し、外来機の飛来や州軍機の暫定配備が繰り返されており、日米両政府間の約束を無視し市の決断を無意味にする一連の米軍の行為は断じて許されるものではない。

よって沖縄市議会は、米軍の相次ぐSACO合意違反に対し厳重に抗議するとともに、市民の生命・財産・人権及び平穏な生活を守る立場から、下記事項について強く要求する。

記

1. 嘉手納基地旧海軍駐機場の航空機使用を禁止すること。
2. 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を行わないこと。
3. SACO合意を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月15日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣 外務大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 防衛大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長